

第2章 子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 親子の健康づくり支援

基本方針

妊娠から出産に至るまでの母子の健康づくりは、その後の子どもの成長や親子の愛着形成に大きく影響するものです。

母子の健康づくりというと、従来、身体面の安全確保が重視されてきましたが、母親が妊娠・出産の過程に満足することがよい子育てにつながり、また、保護者が子育てを楽しむことが子どもの心身の成長にとって大切であることから、精神面での支援が重視されてきています。

このため、これから母子保健施策では、安全・快適かつ満足できる「いいお産」のための環境づくりや、子育て不安の解消や虐待の発生予防などの精神面への配慮、あわせて事故防止対策や食育といった新たな視点での展開が求められています。

ニーズ調査によると、就学前児童の保護者の子育ての悩みでは、「子どもを叱りすぎているような気がする」という子育て不安に関する悩みに次いで、「子どもの食事・栄養のこと」や、「病気・発育・発達に関すること」などの健康づくりに関する悩みが上位となっています（図表32）。

このような状況を踏まえ、健康診査や保健指導等の各種母子保健事業の充実を図り、妊娠、出産、乳幼児期を通じた親子の心と身体の健康づくりを支援します。

施策の方向

① 妊娠・出産に対する支援の充実

- 妊産婦に対して、健康診査や訪問指導などを行い、妊娠・出産に対する身体的・精神的側面からの支援の充実に努めます。
- 妊婦が安全・快適かつ満足できる「いいお産」を迎えるよう、妊娠・出産に関する情報提供・相談対応や、男女がともに妊娠・出産について学べる機会の充実に努めます。

《具体的な施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
93	保健計画の策定	久留米市の実態に応じた、新たな保健計画を策定します。 ◆策定期間 平成18年度に策定
94	妊婦健康診査の実施	妊婦及び胎児の健康管理のため、妊婦を対象に健康診査を実施します。 ◆受診率 94.5% ⇒ 増やす（目標値は新保健計画で設定）

施策番号	施策の名称	施策の内容
95	母子健康手帳の交付	妊娠から出産・子育てにいたるまでの健康状態等を記録する母子健康手帳を妊娠届出時に交付します。
96	妊娠婦・新生児訪問指導の実施	妊娠婦・新生児のいる家庭を助産師等が訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談や指導・助言を行います。
97	妊娠・出産に関する各種相談の実施	妊娠・出産や子育てに対する悩み・不安について、保健師等が相談に対応します。
98	妊娠・出産に関する各種教室の開催	妊娠・出産や子育てに関する正しい知識を普及するため、妊婦やその家族を対象とした講座や講演会等を開催します。
再掲 16	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の実施	出産後（退院後1か月以内）間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援（夫や親など）が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行います。多胎児の場合は利用限度日数等を多くしています。また、産後1年以内の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。

② 乳幼児の健康づくり支援の充実

- 予防接種や乳幼児健康診査、訪問指導などにより、乳幼児の健康づくりを支援します。
- 乳幼児の健康づくりや子育てに関する情報提供・相談対応を行い、保護者の子育て不安の軽減に努めます。
- 家庭内での事故防止や食育等の新たな視点を取り入れた乳幼児の健康づくり支援に努めます。

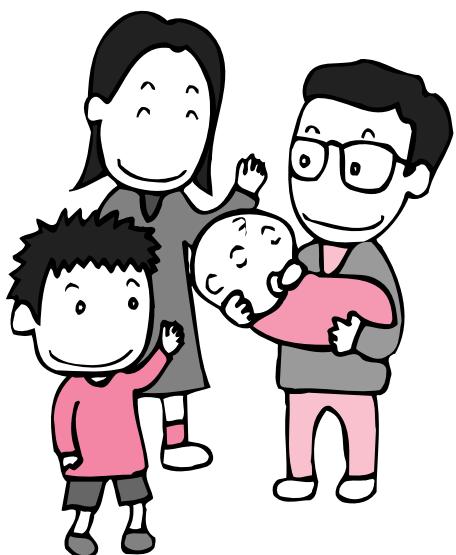
《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
99	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健全な発育発達を促進するため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象とした健康診査を行います。また、未受診者に対しては、通知を行うなど受診勧奨に努めます。 ◆受診率 1歳6か月児健診 87.1% 3歳児健診 85.8% } 増やす(目標値は新保健計画で設定)
100	乳幼児歯科保健事業の推進	乳幼児の虫歯予防のため、歯科保健に関する講話やフッ素塗布を行います。 ◆虫歯がない幼児の割合 57.9% ⇒ 増やす(目標値は新保健計画で設定)
101	予防接種の実施	ポリオや麻疹、風疹等の各種伝染病の予防のため、予防接種を行います。また、未接種者に対しては、健診時などを通じて勧奨に努めます。
102	乳幼児訪問指導の実施	乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。また、これらを通じて、問題ケースの把握や健診・予防接種未受診者などへの対応も図ります。
103	乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施	乳幼児の健康管理や発達・発育、子育てなどの母子保健に関する相談に対応します。

第2部 基本計画

第2章 子どもが健やかに育つ環境づくり

施策番号	施策の名称	施策の内容
104	乳幼児の健康づくりに関する各種教室の開催	乳幼児の保護者やその家族を対象に、子どもの健康管理や発達・発育、子育て等の母子保健に関する講座や講演会等を開催します。
105	乳幼児の食育の推進	各種子育て講座等において子どもの発達段階に応じた食事づくり教育を実施するなど、食育に関する知識の普及を図ります。
106	事故防止対策に関する情報提供	乳幼児健診や各種子育て講座、ホームページ等において、事故防止対策に関する情報を提供します。
107	ホームページによる健康づくり支援	健康支援ホームページ等による健康アドバイスや健診のお知らせなど行います。
再掲 93	保健計画の策定	久留米市の実態に応じた、新たな保健計画を策定します。



(2) 思春期の健康づくり支援

基本方針

子どもの健康づくりは、子ども自身が健やかで幸せな子ども時代を過ごすためだけでなく、健康な生涯を送るための基盤づくりとしても重要です。

しかしながら、近年では、食生活の乱れや、痩身志向に基づく過度のダイエット、運動不足・体力不足や、夜型生活に代表される生活習慣の乱れなど、健康や生活習慣に問題を抱える子どもが増加しています。

さらに、思春期特有の問題として、10代での人工妊娠中絶や性行為感染症の増加など、性的逸脱行動に関する問題のほか、喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する問題も増えてきています。

また、第2次性徴による身体の変化に加え、自分の将来や友人関係等に不安や悩みを抱えるなど、心身ともに悩みの多い時期であり、ひきこもりなどの問題行動も見られます。

このため、思春期保健対策として、健康づくりに関する基礎的な知識や、性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及、及び心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、思春期を中心とした子どもの心身の健康づくりを支援します。

施策の方向

① 健康教育の充実

- 生涯にわたる心身の健康づくりに必要な知識や適切な生活習慣の定着を図るため、食育などの健康教育の充実を図ります。
- 喫煙や飲酒、薬物乱用の有害性についての知識の普及を図ります。
- 性に対する正しい知識の普及を図ります。

《具体的な施策》

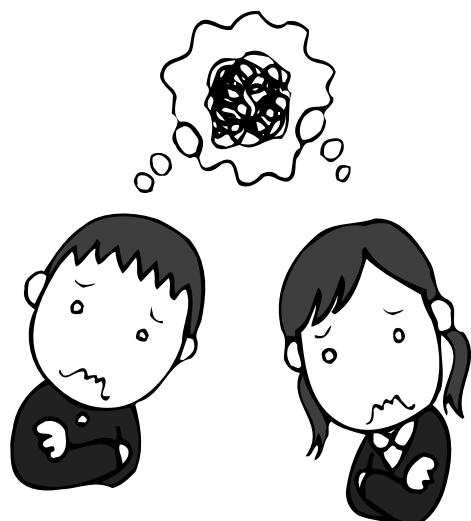
施策番号	施策の名称	施策の内容
108	児童生徒の食育の推進	食生活改善推進会などの地域の関係団体と連携し、調理実習などを取り入れた食育を推進します。 ◆実施校区数 12校区 ⇒ 23校区
109	思春期に関する情報提供	思春期を迎える児童生徒の保護者などに対し、啓発冊子などを配布し情報の提供に努めます。なお、冊子などを作成する場合には、関係機関と連携を図りながら行います。
110	健康教育・保健指導の充実	食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや、性、喫煙・飲酒、薬物乱用の有害性等に関する教育を行います。
111	薬物乱用防止に関する啓発	薬物乱用防止に関するポスターや啓発冊子を作成・配布し、薬物乱用防止について啓発を行います。また、子どもたちが集まる場等を利用し関係機関などと連携した啓発や、専任の職員が学校等に出向き講演などを実施します。さらに、街頭指導等を通じて喫煙・飲酒・薬物などについての有害性を訴えています。
再掲 93	保健計画の策定	久留米市の実態に応じた、新たな保健計画を策定します。

② 心身の健康づくりに関する相談・支援の充実

- 子どもの心や身体の悩みに関する相談・支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
112	小学校スクールカウンセラー活用事業の充実	<p>子どもたちが抱える心の問題に対して、小学校の段階から早期に対応・支援を行うために、臨床心理士の資格を持つカウンセラーを必要に応じて配置し、様々な相談に対応します。また、発達面における相談に対し、専門医から医療的なアドバイスも行います。</p> <p>◆スクールカウンセラー配置校数 8校 ⇒ 増やす</p>
113	中学校スクールカウンセラー活用事業の充実	<p>様々な悩みを抱える生徒が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図るために、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーを配置し、専門的な立場からアドバイスを行います。また、合わせて、教師や保護者の相談も受け付けます。</p> <p>◆スクールカウンセラー配置校数 16校 ⇒ 17校</p>
114	市立高校における心の教育推進事業の実施	性及び精神保健に関して、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーによる個別の健康相談や、生徒・教師及び保護者を対象とした講演会を開催します。
115	児童生徒の健康診断の実施	学校において、児童生徒の健康診断を定期的に実施し、健康管理を行います。また、生活習慣病の防止や成長に関する悩みなどについて、適切な保健指導に努めます。
116	ヤングテレホン相談の実施	青少年の悩みや、保護者からの子どもの非行や問題行動等に関する電話相談に対応します。



(3) 小児医療の充実

基本方針

安心して子どもを生み、育てるためには、子どもの急病や事故に適切に対応できる医療体制が必要です。

ニーズ調査によると、大半の子どもはかかりつけ医を持っていますが（図表42）、急病時に医療機関が見つからず困ったことがある保護者も少なくなく、居住地区によって差が見られます（図表43）。

また、子どもの急病等に対する不安は、特に乳幼児の保護者で大きく、子育て支援として行政に期待することとして「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」が上位となっています（図表39）。

このような状況を踏まえ、医師会等の関係団体との連携のもと、救急医療などの小児医療体制の充実に努めます。

■図表42 かかりつけ医の有無■



資料／次世代育成支援に関するニーズ調査【就学前児童用】（平成15年度）

■図表43 緊急時に医療機関が見つからず困った経験■



資料／次世代育成支援に関するニーズ調査【就学前児童用】（平成15年度）